

南部と前田

千葉 一 大

一 一通の書状が語ること

本稿は、岩手県盛岡市のもりおか歴史文化館が所蔵する盛岡藩主南部家に関連する史料を読み解くことで、南部家と豊臣政権の関係、さらに、それを由緒に展開していく江戸時代における大名間交際について検討する試みである。まず、一通の書状（次頁図版参照）⁽¹⁾に目を通そう。

将又今度御理共浅野弾正少弼方具被申上候、一段馳走被申候間、於向後も御入魂尤候、我等事ハ京都程遠候間、浅野方畢竟御頼肝用候、以上、

去夏木村木工助方被指上御状之趣具令披見候、仍御上洛之儀被致披露候処、尤之旨被成遣御朱印候、越後へも路次等可有馳走之由被仰出被成御朱印候、先以珍重存候、此度御迎可進之処、秋田表徒赤津令乱入、以其競津軽及行、御家中ニも叛逆之族有之由粗其聞候、千万無御心元次第候、此上無越度之様ニ御調談專一候、当秋中歎来春ハ早速上様被進御馬、出羽・奥州両国之御仕置堅可被仰付之旨御諒

二候、北国之人數悉拙者ニ被相付、為先手至秋田面可致出馬候条、近年御内存之鬱憤無殘所可属御本意候間可御心安候、其内少之間手堅被相備、随分御由断有間敷候、秋田之儀当年ハ為御藏納貴所と上杉方江申遣奉行被為所務候様ニと被仰出候、於様子ハ木工助淵底存知之儀候間可被申披候、猶寺前縫殿助可申候、恐々謹言、

羽筑

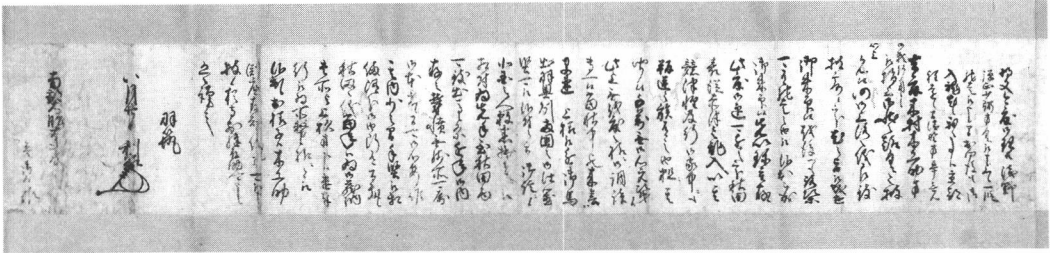
八月廿日

利家（花押）

南部大膳大夫殿

参御返報

本状の差出は、署名・花押から前田利家と判断できる。利家は天正三年（一五八五）九月に加賀・能登・越中に及ぶ領国を築き上げた際、「羽柴」の苗字と、秀吉が名乗っていた「筑前守」の受領名を与えられた。⁽³⁾「羽筑」とは、その「羽柴筑前守」を略したものである。したがって本状は天正一三年九月以降の発信である。宛所の「南部大膳大夫」は、前田利家と同時代の南部家当主、陸奥三戸（現青森県三戸郡三戸町）城



主南部信直である。⁽⁴⁾

まず利家は、「木村木工助」という人物から呈上された信直の書状を披見したと述べる。

「木村木工助」は、信直の家臣木村秀勝で、利家に使者として派遣されたのである。⁽⁵⁾ 信直は上洛の意志を示したようだ。それは、天下人である豊臣秀吉と主従関係を結び従属することを暗に指す。利家はそのような信直の意向を秀吉に披露したところ、秀吉はそれを了解し信直宛の朱印状を発給した。また、越後の大名である上杉景勝に対しても、信直上洛時の道筋における世話、接待を命じる秀吉朱印状が発給された。利家はこれらを併せて伝え、「珍重」であると喜ぶのである。

利家の言及した「御朱印」と考えられるのが、信直に宛てた八月二日付の秀吉朱印状である。この朱印状で秀吉は、信直が親族や「檜山之城主」などを同道し上洛するという話を了解し、景勝に道筋の便宜を図るよう命じたことも伝えられている。利家の書状で触れられた秀吉の意向と合致する内容である。問題は、信直が同道する者の中に「檜山之城主」が含まれる点である。

檜山城は現在の秋田県能代市檜山にあり、秋田地方や夷島に勢力を有した檜山安東家の居城である。つまり秀吉は、信直が「檜山之城主」である安東実季をも同道して上洛することを了解したのである。ところが、安東家と南部家は、当時比内・鹿角（現秋田県北東部）の帰属をめぐる対立関係にあったとされ、⁽⁶⁾ 実季を同道し信直が上洛する状況は現実にはあり得ないことだった。

利家の書状でも「秋田表」に関する話が触れられている。利家は秋田において「赤津」より軍勢が乱入し、さらに争いが信直の支配する津軽（現青森県西部）に波及し、南部家中にも信直への「叛逆」を企てる族が出現したと聞き及び不安だと述べている。秋田の争いは、天正一十七年（一五八九）夏に出羽国北部で発生した安東実季とその叔父の湊（豊島）通季との間で戦われ、近隣の領主たちをも巻き込む広域的な争いに発展した「湊合戦」を指す。「赤津」は現在の秋田県田利本荘市の一部に当たる「赤尾津郷」を戦国時代に支配していた赤尾津家の動きを示す。⁽⁷⁾ 湊合戦の状況を記した「湊・檜山両家合戦覚書」⁽⁸⁾ によれば、実季の誘いに呼応し、実季の父愛季に恩義のある赤宇曾（赤尾津）治部少輔が実季に加勢したという。⁽⁹⁾ 利家のもとには、赤尾津の加勢などで乱戦気味になった秋田における合戦が、南部領だった津軽に波及し、同地で下剋上の動きを示す大浦（津軽）為信など、南部家中にも「叛逆」者があるという情報もたらされ、秀吉にも伝達されたとみられる。

利家は、この秋中か来春には秀吉が出馬して出羽・奥州の「御仕置」が行われ、自身も北国の軍勢を率いて秋田表に出馬すると告げている。

辞書を引くと、「仕置」には「処置すること。采配すること。また、その手段。特に、国や組織を采配し、取り締まること」という語義が示されている。⁽¹⁰⁾近世初頭の日本語を知るうえで不可欠な『日葡辞書』によると、「Xinogi 仕置」は、用例「Xinonix suns 仕置をする」が挙げられ、それには「征服した国や土地に砦を作っておく、または守備兵を置く」と語釈がされている。⁽¹¹⁾小林清治氏によって、「仕置」という言葉のニュアンスには、軍事的な行動を伴い、力を以て権力を支配地に及ぼすことが含まれると指摘されている。⁽¹²⁾書状においても仕置実行の際、利家が自ら北国勢を率いて秋田に向くと述べるように、軍事的な行動、が伴う。秀吉が仕置をすると述べたということは、軍事力を背景に陸奥・出羽両国を制圧し、権力を及ぼすことが決定されたことになる。また、圧倒的な軍事力を背景に現状からの大きな転回が生じるからこそ、利家は信直に、彼の抱える秋田・津軽などの問題についての「近年御内存之鬱憤」が晴れると述べたのである。利家は、秋田・津軽の動きが秀吉の仕置対象とされ、信直に有利な形で終局を迎えるという、政権内の立場上知りうる決定事項を信直に告げたのである。

また豊臣政権は、秋田の合戦が、豊臣政権下の大名たらんとする南部家の所領に影響を及ぼし、信直の大名権力を脅かす事態になったと判断したのである。利家の書状によれば、秀吉は秋田地方を直轄地（太閤蔵入地）とし、信直と上杉景勝が奉行を派遣して当年分の年貢収納を行うよう命じたとする。この決定は、当時の北奥羽情勢、すなわち、南部家と安東家の対立状況、津軽における下剋上の動きなどを一変させ、南部

家の北奥羽における立場が一層強められかねない重大なものであった。

信直の上洛の意思は、実は利家から直接秀吉に伝えられていたわけではなかった。追而書によれば、「御理」、つまり利家に伝えられた信直の説明を、利家から伝えられて具に秀吉に取り次いだのは、「浅野弾正少弼」、すなわち天正一五年（一五八七）九月に秀吉から若狭一国を与えられ、小浜後瀬山城（現福井県小浜市）主になっていた浅野長政であった。⁽¹⁴⁾長政は秀吉側近の有能な実務官僚の一人で、また秀吉の正室おね（北政所）とは義理の姉弟にあたる。利家と長政は親しく、秀吉に信直の意向を伝えるには大変都合良かった。利家は、浅野が信直のため一層奔走してくれるので今後も入魂に付き合うよう勧め、自領は秀吉の政治的本拠である京都より遠く、浅野を必ず頼みにするのが肝要だと述べる。距離的にも、また政治的にもより秀吉に近い長政を南部家の意向を通じる代弁者とするようアドヴァイスしたのである。

前田・浅野のコンビは、豊臣政権で南部家とのパイプ役を果たすだけではなく、伊達政宗の服属交渉にもあたり、彼らが豊臣政権に支障なく属するために政権内部で奔走し、アドヴァイスを行うことになる。さらに、天下統一後、浅野は奥羽の仕置を現地で執行する役回りとなり、検地や一揆鎮圧に関与するなかで、南部家の動向とも深くかわり、天正一九年（一五九一）の九戸一揆の際には南部家臣に信直を支えるよう勧め⁽¹⁶⁾告し、一揆後は南部領内にある家臣の城館を破却する「城破り」の作業にも関与している。⁽¹⁷⁾二次史料には、信直に南部家の居城となる盛岡城築城を勧めたのも彼だとするものもあるが、一次史料に見える実際の行動⁽¹⁸⁾

と日時が合わず、また二次史料でも、浅野ではなく信直の嗣子利直、あるいは蒲生氏郷の勧めとするものがあり、記述が一様ではなく、恐らく事実ではないだろう。

この書状の内容や疑問点などを整理する。まずこの書状には、湊合戦などに直接触れた記載内容があり、天正一七年に年代を比定できる。さらに秀吉に対する意思の表明を利家が伝達することを期待して信直が書状を送っており、利家もその立場を了解し、秀吉に信直の意向を伝えるための手を打ち、政権内の情報を伝えている。そのような本状からは、当時の北奥羽情勢、それに対する豊臣政権の態度、さらに政権によって規定されている南部家の立場、政権服属に向けた南部家に対する利家の意向の伝達と助言といった役割などの諸点が明らかになる。

しかし、この書状が出された翌年、天正一八年（一五九〇）に実現する秀吉の天下統一により、奥羽の地が豊臣政権の支配下に入った際、利家の書状と異なる状況が起こったことを我々は知っている。津軽では、利家に南部家中の「叛逆之族」と決めつけられた大浦為信が、秀吉はじめ羽柴（豊臣）秀次・織田信雄などに鷹を贈進し、対政権工作を進めた結果、津軽の保持を認められ、さらに家名も津軽に改め、独立大名としての立場を確かにした。また秋田でも「進退」に関わる状況を打開するため、安東実季が石田三成を通じて政権に工作を行い、結局秀吉から当知行を認められ、太閤蔵入地と呼ばれる直轄地は領内の一部に設定されたものの、南部・上杉から代官が派遣されることなく、実季の支配が続く。豊臣政権の決定が秀吉という人物に由来するものだったからこそ、

秀吉を動かす立場の者に請託すれば、政権の決定が有利になる見込みがあった。為信や実季が状況を打開するため取った行動がそれであり、政権への働き掛けを強め、南部家が頼る利家・長政とは異なる別の有力な秀吉側近を頼ることにより、利家が信直に誇らかに語った豊臣政権の決定が変更されてしまったと考えられる。

これらを踏まえ、いくつか考えてみなければならぬ点がある。まず、信直を含んだ北奥羽の大名たちと戦国乱世から天下統一に向かう牽引力となった統一政権、特に豊臣政権との関係について考察する必要がある。そのなかで前田利家が如何に係わるのかという問題もある。さらに、南部信直の意志を豊臣秀吉に伝える役回りを利家が担った理由、両者の関係が与えた影響面も考える必要がある。

二 政権と大名の間をつなぐ人々

南部信直と前田利家が関係を持つに至ったのは、勢力を拡大する豊臣政権と地方大名が交渉を持つとした過程と関わってくる。江戸中期に書かれた盛岡藩の歴史書「祐清私記」坤のうちにある「信直公之伝譜」によれば、信直は天正一三年（一五八五）に、秀吉が関白となったという風聞を聞き、一門の北信愛と相談し、利家へ使者を送り、近年隣国・領内の争乱のため上洛が困難だが、秀吉との関係はなおざりにしないという意向の伝達を依頼したという。さらに翌天正一四年、信直が再び秀吉に使者を送り、鶴鷹一・馬五疋・太刀一腰を献じ、八月一二日の秀吉朱

印状を得たことも記す。「祐清私記」の著者が考証、比定した八月二二日付秀吉朱印状は現存しており、その中で秀吉は、信直に対して遠方から使者を送り、鷹・馬などを献上したことを謝するとともに、利家に信直が示した「内証之趣」について聞き及んだと伝え、委細利家からの副状に譲ると記している。その副状に該当するとみられる八月二二日付利家書状も現存する。書状の冒頭に「雖未申通候」とあつて、この書状が利家からの信直に対する初めての書通であることが明らかである。信直の「御内存之趣」を利家が秀吉に取り次いだこと、今後は伝えられた信直の意向を粗略に扱わないと記す。「御内存之趣」とは、秀吉朱印状の「内証之趣」と同じものとみられ、「祐清私記」の叙述が正しければ、秀吉に対する信直の従属意向と解される。

さらに利家は、天正一五年（一五八七）六月二九日付の起請文を信直に送り、①これから先、互いになおざりにせず表裏なく相談すること、②秀吉に信直の身上を執り成すこと、信直は秀吉の命令を守ること、③上意に背かず不義をはたかなければ、信直の進退を見離すことはしない、と誓約した。情報提供、信直の身上保証、秀吉への執り成し、これが信直に利家が果たすべき役割で、それらの好誼と便宜の引き換えに、信直は秀吉の下知に従い、政権への従属を求められたのである。⁽²⁹⁾ 利家の役割について起請文は明確に言及しているし、情報の提供、秀吉への執り成しなど、冒頭の天正一七年八月の書状に見られる動きも、このような利家の姿勢に基づいたものであることが明らかになる。

それらを考えあわせれば、利家の南部家に対する立場は、各地の大名

南部と前田

を豊臣政権に従属させるための役回り、「取次」だったと考えられる。「取次」は、秀吉と「入魂」の関係になった大大名たちや秀吉側近の人々が、政権の意思伝達、大名側からの意向伝達、大名の後見（指南）を担ったもので、⁽³⁰⁾ 政権内の立場ゆえに、秀吉が大名に対して与える朱印状の副状を出すなかで秀吉の命令に補足説明を加え判断材料となる情報を与えたり、さらに秀吉に対しても大名が円滑にその政権に取り込まれるよう処置を行えたりという、腹芸もこなせるような人々だった。

秀吉は天正一四年に上杉景勝が服属すると、まず景勝に関東や伊達家などとの取次を命じ、⁽³¹⁾ 同年暮れに徳川家康が服属してからは、両者が談合して「関東之儀」にあたるよう命じている。⁽³²⁾ 奥羽では、家康・景勝ら大大名による「取次」のほか、秀吉側近の富田一白・津田信勝・施薬院全宗・和久宗是らも交渉に介在していたことが伊達家文書などの史料から確認できる。奥羽の諸大名が完全には秀吉に服属していない段階では、秀吉とつながるパイプ（「手筋」）が複数存在していたとされる。

秀吉の盟友である利家は、二次史料の年代比定が正しければ、景勝・家康が豊臣政権に服属し東国・奥羽に対する「取次」を担う以前から、秀吉とのつながりを求めた信直の依頼した「取次」だったことになる。岩沢愿彦氏は、利家が一時秀吉の支配圏最北端にあった能登・加賀・越中を領することから、信直のほか景勝や伊達政宗の服属交渉に関与したと指摘しており、⁽³³⁾ 家康・景勝が秀吉から命じられる形で「取次」となる以前からの既得権により、これら大名との交渉を行っていたものだろう。南部家に対しては、天正一七年八月までは利家単独で、それ以降文

禄二年（一五九三）までは天正一七年八月の書状にあるように浅野長政と共同で「取次」としての立場を維持し、恐らくそれ以降も南部家に対する影響力を保持し、「取次」としての役割も持ち続けたとみられる。

利家が信直の「取次」としての立場にあったのは、岩沢氏の指摘にあるように領地の位置関係から説明する考え方もあるが、それに加え、上方と奥羽のルートの問題もある。奥羽諸領主が京・奥羽間をつなぐルートとして室町幕府との交渉に用いたのは、北陸經由のルートだった⁽³⁴⁾。また、織田信長に秋田の安東愛季が使者を送った際も、日本海の海路を使者のルートとしていたことが史料からわかっている⁽³⁵⁾。信直の使者北信愛が天正一五年に北国經由で利家のもとに赴いたり、秀吉が信直上洛の経路を北国回りとし路次の保証を上杉景勝に命じたりしている点からも、少なくともこの時期の南部家は、上方との間を結ぶメインルートとして、既存の日本海側ルートに依拠していた。

文禄（一五九二〜九六）から元和（一六一五〜一六二四）年間の南部家と、上方と北奥羽を結ぶ北国海運を担った出羽酒田湊の加賀屋、越前敦賀の道川家⁽³⁸⁾、同じく三国湊（現福井県坂井市）の久末家⁽³⁹⁾といった廻船問屋は強いつながりを持ち、下北半島の田名部湊（現青森県むつ市）入港時に課せられる関税（船役）免除の特権を付与した文書やその由緒を記した文書などが存在する。また、天正一五年四月二一日付の利家書状⁽⁴⁰⁾では、信直の申し出により、領国の浦々に田名部より逃げた船の拿捕を命じている。この書状により、両者の領地間を結ぶ航路が存在し往来があったことが明らかである。このような海運の存在が、北国に領地の

ある前田・浅野と南部の関係設定の前提にあり、距離を縮める役割も果たした可能性がある⁽⁴¹⁾。

豊臣政権と南部家をつないだ人物、また利家と信直をつないだ人物⁽⁴²⁾としても知られるのが、南部家を含む奥羽北部の領主たちに逸早く上方情勢を伝えたという鷹商人田中清六（清蔵とも）である⁽⁴³⁾。編纂物によれば、天正一八年（一五九〇）の信直小田原参陣について、同年三月に京都から「鷹屋清蔵」が三戸を訪れ、秀吉の北条攻め実施を知らせ、信直は嫡子利直に小田原へ赴くよう命じ、秀吉に謁見を遂げたとする⁽⁴⁴⁾。豊臣政権の意向を伝達し服属を勧誘することを、南部家以外にも秋田の安東家や仙北の戸沢家・小野寺家などで行ったと、江戸時代前期に彼の子孫が記した「田中宗親書上」⁽⁴⁵⁾に見える。

田中清六が信直と利家の関係に関与したことは、一次史料にはみえない。「田中宗親書上」に「奥州の衆大形清六肝煎に候」とあるような奥羽大名の政権服属の周旋を彼が一手に担っていたわけでもないだろう。ただ、住友家所蔵の二月三日付羽柴秀次判物は、奥羽に鷹・馬を取りに派遣する清六の北国筋の路次安全を、秀吉の甥秀次が保障する文書で、該文書発給当時の清六がまさに「鷹屋」として奥羽・上方間を往復していた実証である⁽⁴⁶⁾。また、年不詳二月二六日付信直宛秀次書状は、信直に鷹の調達と遣わす田中清六への便宜を依頼し、上方への所望・要望は清六を通して伝達するようにと記す。「田中宗親書上」によれば、清六は秀次から無役で二〇〇石の知行を得、「御咄の衆」の立場にあった。この点から、清六は豊臣政権と南部家の交渉の渦中で、利家ではなく、主

君秀次と信直を結び付ける立場にあったと指摘できる。

田中清六の存在や役割は、最近の「取次」論や奥羽における近世大名の成立過程の検討においては言及されない。しかし、羽柴秀次も利家や浅野長政同様、「手筋」のひとつとなつて、豊臣政権と南部家を繋ぎ、政権に囲い込む役割を担い、また、清六を通して奥羽大名と接触していた可能性が考えられる。⁽⁴⁷⁾ 南部家の二次史料に清六が登場するのは、このような政権有力者と大名を結び付けた彼の役割がおぼろげながら記憶され、秀次ではなく利家の話に転化したものと考えられる。

豊臣秀吉は、天正一八年に小田原の北条家を滅ぼし、さらに奥羽大名の服属を実現させ、政権の版図を奥羽にも拡張した。天正一八年五月二日付で前田利家の家臣、河島重統が伊達政宗の家臣に送った書状⁽⁴⁸⁾では、信直が秀吉に出仕するため使者を派遣し、近日中に到着するという観測が記されている。この書状の記述を裏付けるように、翌五月三日付で利家が金沢で国元の留守にあたっていた兄安勝に宛てた書状⁽⁴⁹⁾には、「南保殿」こと信直⁽⁵⁰⁾へ、上洛するよりも小田原へ出仕するのがよく、鷹に付き人を付け、自らのもとに一先ず送るようと伝えたとある。即ち信直はまず上洛しようとしたが、利家が秀吉不在の京都に上洛するより小田原へ参陣するよう信直に促し、秀吉への献上品である鷹を一先ず利家の陣所に差し向けるよう、「取次」の立場としてアドヴァイスしたのである。これまで注目されてこなかったこの書状から、利家に信直が使者を送ってきたという河島書状の記載が裏付けられ、使者派遣の目的も、秀吉との主従関係を整えるために必要な自分の去就、秀吉への鷹献上について

利家の指示を仰ぐものだったことも明らかである。つまり、この書状から、利家が信直の小田原出仕に深く関与していることが明確になった。信直が結局秀吉に謁見したのは七月六日のことである。⁽⁵¹⁾

奥羽大名の小田原出仕に「取次」が尽力した例はこればかりではない。陸奥岩城平（現福島県いわき市）の岩城常隆は、「取次」の石田三成から、五月一六日付書状で、常陸の佐竹義宣らと共に参陣するよう要請⁽⁵²⁾されている。伊達政宗は、「取次」の利家や長政らの度重なる勧誘をうけ、前年奪取した会津地方の収公を受諾し、六月五日に小田原到着後、九日に秀吉に謁見した。⁽⁵³⁾ また、最上義光も二月に「取次」である家康から参陣を求められたが、義光の留守に乗じた政宗の動向を気に掛けた秀吉から参陣を止められ、⁽⁵⁴⁾ 政宗参陣後の六月下旬に参陣、家康の取次で秀吉に謁見した。⁽⁵⁵⁾ このように奥羽と豊臣政権を繋いできた「取次」たちは、秀吉との主従関係を確立するために必要な出仕の機会と捉え、つながりのある大名に、小田原への参陣を促したり服属への便宜を図ったりしたと考えられる。

天下統一後の「取次」利家と信直の関係にも触れておく。この時期の利家については、大名への執り成しを「一旦引き受けてはいるものの、政争の渦中に巻き込まれるのを避けたためか、次第に手を引いているのである」⁽⁵⁷⁾ とか、「取次」の役割を浅野長政に譲ったという見方がある。⁽⁵⁸⁾ 文禄二年（一五九三）一月に浅野長政・幸長親子が若狭から甲斐に転封された際、信直と伊達政宗、さらに北関東の領主たちが与力として付せられ、彼らへの「指南」を命じられたことにより、南部家や伊達家な

どの大名への「指南」を役割とする「取次」は、秀吉の命により、それまでの利家から浅野に完全移行したように見える。ただ、残存史料からは、文禄二年以降の長政について、南部領の鉾山に対し政権側の立場から介入した可能性⁽⁶⁰⁾、南部領に対する太閤蔵入地からの米穀売買などに影響力を行使したことが指摘できるが、直接的な南部家への「指南」、政権に対する「取次」を行った形跡は確認できない⁽⁶²⁾。

逆に、引き続き信直は利家を頼りにし、利家も従来通り南部家に対する影響力を保持し、「取次」として信直を政権内で保護・指導する立場にあった。例えば、文禄元年（一五九二）から翌年にかけて、朝鮮出兵に軍事動員された信直が肥前名護屋（現佐賀県唐津市）に在陣中、月に一度は利家のもとにあいさつに赴いたり、これも同地に在陣していた津軽為信が信直との関係修復を望み、為信が仲介を依頼した徳川家康と南部家の「取次」利家が話し合いを持ち、利家が為信を「表裏仁」（表裏のある人物）だと述べたため、話に進展がなかったりしたこと、秀吉晩年の伏見城造営の際、南部家に賦課された「伏見御用板」の伐採に関する慶長二年（一五九七）正月二五日付・同三年三月二七日付秀吉朱印⁽⁶⁴⁾の奉者が「加賀大納言」こと利家であること、さらに利家が「われら御ふしんの御朱印」の迅速な発給に尽力しているとする慶長三年三月二一日付信直書状が存在することなどといった事例が挙げられる。

このうち、信直書状にある「われら御ふしんの御朱印」の普請が何を指すかについては、賦課された御用板に関連して伏見城普請とみるもの⁽⁶⁶⁾と、南部家の居城となる盛岡城普請とみなす両説⁽⁶⁷⁾があり、後者はこの朱

印状発給をもって盛岡城の築城が開始されたものとするが、「われら御ふしんの御朱印」が盛岡築城開始を認めたものと特定する言及は史料に存在せず、また慶長三年築城開始という言葉が管見では二次史料も含めて存在していないこと、当時大名の城普請許可に秀吉の許可や朱印状を得る必要が本当であったのか⁽⁶⁸⁾が詳らかではないことという問題を解消する必要がある。自家で行う城普請を指して信直が「御」という敬語の接頭辞をつけるかということも考慮すべきだろう⁽⁶⁹⁾。

一方、前者の主張にも重大な問題がある。【別表1】にまとめたこの時期のもの⁽⁷⁰⁾とみられる信直書状をみると、材木や普請について触れ、それらに関する下命があれば帰国すると述べるものが多い。その中には、同じ書状で材木と普請を分けて書くもの、材木と普請が不可分のように見えるもの、いずれかの語のみ見えるものとさまざまである。これらがすべて同一のことを述べたものであるときに前者の主張は成立し得るが、この説をとる論者は、【別表1】7・8号書状で、本文と追而書に現れる材木と普請の記載位置が単純に入れ替えられて用いられているという理屈で、普請は材木のことを指すのだとする。このような理屈が説の論理展開として不十分で無理筋であるのは明白である⁽⁷⁰⁾。

筆者は、残された史料の記載や先行研究を重んじたい。「伏見御用板」伐採に関する秀吉朱印状の年代比定に基づくとともに、この時期「ふしん」・「材木」に触れた二連の信直書状が存在することも考えあわせると、書状の一通【別表1】3号文書に「材木ふしん被仰付候ハ、三月七日八日比ハ可下候」とあり、信直が自然の状態で生育する木の伐

【別表1】材木・普請に触れた南部信直書状

番号	差出年(比定)	月日	差出人	宛所	本稿に関連する内容	史料出典
1	慶長2(1597)	12月9日	南部信直	八戸千代子	御材木明年も申候者、早々可下候	『南部家文書』 121号文書
2	慶長2(1597)	12月28日	南部信直	八戸千代子	又正月ハ御材木の事もきわまり候へく候	同上123号文書
3	慶長3(1598)	正月7日	南部信直	八戸千代子	材木ふしん被仰付候ハ、三月七日・八日比ハ可下候、(中略)尚々此方御暇出候て可下やう二候ハ、さきへ人を可下、今日日中二御朱印御取可有と被仰候、此方廿六・七日二ハ打立候へく候	もりおか歴史文化館蔵
4	慶長3(1598)	正月9日	南部信直	八戸千代子	御ふしん被仰付候ハ、早々下へく候	もりおか歴史文化館蔵
5	慶長3(1598)	正月24日	南部信直	八戸千代子	御材木被仰付候者可下候、于今其沙汰なく候	『南部家文書』 126号文書
6	慶長3(1598)	2月朔日	南部信直	おちかた	御材木被仰付候者時をかへす可打立候	もりおか歴史文化館蔵
7	慶長3(1598)	2月朔日	南部信直	八戸千代子	御普請を被仰付候ハ、時をかへす可下候、(中略)尚々御材木被仰付候ハ、をし付可下候	もりおか歴史文化館蔵
8	慶長3(1598)	2月11日	南部信直	八戸千代子	御材木被仰付候者時をかへす可下候、(中略)尚々御普請御朱印出候者やかてやかて可下候	『南部家文書』 127号文書
9	慶長3(1598)	3月8日	南部信直	八戸千代子	秋田へ御材木の御朱印一昨日出候、我等へも近日にて可有候、則可下候	『三翁昔語』二 (東京大学史料編纂所蔵謄写本)
10	慶長3(1598)	3月21日	南部信直	八戸千代子	此十五日ニたいこと云所にて御花見候、おひた、敷御もよほしに候、其に御まきれ候て利家さまわれら御ふしんの御朱印御とりなく候、昨日としいへへ参候へ者今日日中二御朱印御取可有と被仰候、此方廿六七二ハ打立候へく候	もりおか歴史文化館蔵

注 『南部家文書』は、鷲尾順敬『南部家文書』(吉野朝史蹟調査会、一九三九年)を指す

採・加工を「材木ふしん」なる言葉を用いて示し、それと一連の書状にある材木や普請という語が同じことを指す可能性があることから、信直が利家の尽力を仰いで発給を待っていた「われら御ふしんの御朱印」が、材木加工・運搬を命じ、かつ発給日の近接する三月二十七日付朱印状である可能性を指摘するのみに止めておく。

秀吉の晩年には、政権内で徳川家康の重みが一層増していた。天下統一の過程で秀吉から豊臣政権の対東国取次としての立場を任されていた時期に、家康が南部家を含む北奥羽大名に「取次」をしたことは確認できない。一方家康は、利家と文禄年間頃から連携し、秀吉が朝鮮半島に自ら出陣しようとするのを止めたり、会津の蒲生家の相続問題に対応したりする⁽⁷⁴⁾など、政権の有力大名として政治の諸問題に関与するようになっており、文禄四年(一五九五)七月に発生した豊臣秀次事件の後、豊臣政権の維持と秀吉の政治が継承される前提の下で、「坂東(東国)」の政務は家康が、「坂西(西国)」については毛利輝元と小早川隆景が見、それを秀吉が総攬する⁽⁷⁵⁾という体制が構築される。豊臣政権における東日本の大名統制の要に位置づけられた家康は、秀頼の傅役となった利家や有力大名とも連携を強めながら、秀吉の政権に参画し、支える立場となる。このような家康の存在は、利家と親しい信直にとっても無視できないものだったろう。

南部家が幕府に提出した所謂「貞享書上」⁽⁷⁶⁾に見える信直と家康の初接触は、奥羽再仕置のため天正一九年(一五九一)に出兵した家康に信直が兵糧を贈ったことである。また、鷹を信直が送ったことに対し家康が

謝意を述べ、家康が信直の病を氣遣うといった書状が現存し、信直が、⁽⁷⁷⁾ 豊臣政権への従属過程やその後の大名間交流の中で関東・奥羽に影響力を持ち、利家とも協調する政権の有力者家康に注目し、権力者たちが珍重した鷹・馬の獲得に便宜を図ったところから、両者の関係は深まったとみられる。⁽⁷⁹⁾

慶長四年（一五九九）閏三月三日に利家が病死すると、閏三月二三日、⁽⁸⁰⁾ 家康は伏見城に入り政務を統括することになる。一方信直も、利家と同じ年の一〇月五日に死去する。⁽⁸²⁾ 家康がその後関ヶ原合戦を経て、征夷大将軍として幕府を開き、自前の政権を作り上げていくことは周知の事実である。豊臣から徳川へと政権が移り変わる中に、南部家も翻弄されながら、大名としての地位を維持していくことになる。⁽⁸³⁾

三 江戸時代における南部・前田両家の関係

徳川政権下の大名に転じた南部・前田両家の関係は、大名間の交際関係に変化して継続する。その関係は、豊臣政権以来の特殊なものとして、江戸時代でも大過なく友好関係が維持されたと考えられているようである。⁽⁸⁴⁾ しかし、現在に残された盛岡南部家文書から江戸時代における両家の関係が確かめられるのは、一八世紀に入ってからのものであり、恐らくはそれ以前にも交流があったことがうかがえる程度なのである。

元禄一五年（一七〇二）二月朔日、盛岡藩主南部行信は、前田家と懇意な理由をまとめた書付を懇意な幕府老中阿部正武に提出した。南部家

の右筆によれば、南部家では前田家との「御通路之筋目」について出入りの旗本（懇意の旗本）中山勝早を通じて阿部に申し入れたところ、由緒のあらましを記した書付を見たいという意向が中山を経て伝えられたのだという。⁽⁸⁶⁾ そこで行信は、曾祖父信直が前田利家と懇意にしており、信直の嫡子利正（のちに利直）に利家が自らの名の「利」の字を与えたことで、南部家は現在も前田家と関係を有するとの書付を作成、提出したのである。幕府の法規制が大名間の交際に対して向けられる中で、南部家と前田家の親交について、その由緒やどの程度の付き合いがあるのかという関心が、両者のやり取りの背景にあるのだろう。

南部家では利直以降にも、江戸時代中期に入ってから藩主である利幹、利視、利雄、利正、利敬までの代々、さらに利雄の嫡子で廢嫡された利謹が、成人、あるいは藩主就任後にそれまでの名乗りから「利」の字を用いた名に変更し（別表2）参照）、特に利視以降は、前田家に「利」の字を用いると申し入れを行い、同家の了解を得てから「利」の字を用いた名に改めるという手続きが取られたことが確認できる。例えば、安永六年（一七七七）、南部利雄の養嗣子信由が利正と改名した際には、前田家の「御通字」を用いるという申し入れをしたところ、前田家から「御勝手次第御用御改被成候」と了解を得たため、幕府の儒者林信徴に「利」の字を入れた新たな名前の選定が依頼され、四月一八日に改名届が養父利雄の名で月番老中に提出されている。⁽⁸⁸⁾ 近世南部家の男性名には多く「信」字が用いられるが、江戸中期以降、盛岡藩主家の男子のうち、相続人あるいは相続を予定される嗣子は、徳川將軍への初目見、

【別表2】盛岡南部家の名改め

年	届け出日	改名前→後	使用についての前田家との交渉	史料出典	備考
正徳4年 (1714)	4月19日	信 ^{ノリ} 応 ^{モト} →利幹		「利幹公御在江戸留書」	
元文4年 (1739)	12月2日	信視→利視	前田吉徳に「利」字についての「御代々御由緒」を理由に申し入れ、「御望通被成候様御返答」あり	「盛岡藩家老席雑書」	
宝暦2年 (1752)	12月21日	信貞→利雄	前田重熙に「利」字についての「御代々御由緒」を理由に申し入れ、「御勝手次第御用可被成旨御挨拶」あり	「信貞公御在府留」	5月22日家督（「御系譜」）。
宝暦12年 (1762)	5月12日	高 ^{タカ} 信→利 ^{ノリ} 謹		「盛岡藩家老席雑書」	前年2月15日將軍家治に初御目見、この年4月23日元服（「御系譜」）
安永6年 (1777)	4月18日	信由→利正	前田治脩に「利」字使用について「御代々御由緒」によって用いてきたことにより申し入れ、「御勝手次第御用可被成候様御挨拶」あり	「利正公御在府留」	
寛政7年 (1795)	4月16日	信敬→利敬	前田治脩に対し「利」字についての「御代々御由緒」を申し立て、「御勝手次第御用可被成旨御挨拶」あり	「盛岡藩家老席雑書」・「書留 公用」	同年2月15日將軍家齊に初御目見、3月19日元服・袖留（「盛岡藩家老席雑書」）

注 使用史料はいずれももりおか歴史文化館蔵

成人、あるいは家督といった人生儀礼の際に、先祖利直と前田家の由緒がある「利」の字を用いて改名し、家の継承者たる立場を示したと考えられる。

申し入れの慣例は、文化一〇年（一八一三）七月、南部利敬の養嗣子が利用と名改めをする前に、前田家と南部家が協議して、南部家にとって当主の利の字の使用が「通字」となったことを理由に廃止されている⁽⁸⁹⁾。一月七日に利用を嫡子とする届け出が幕府に提出されており、それに伴う準備段階で斯様な申し入れがなされたとみられる。南部家にとって当主が「利」字の使用を請うことは、前田家との古い縁を再確認する機会でもあったが、この時期になると、文化五年（一八〇八）の高直しを機として家格が上昇し前田家と同様の国持大名の格を得つつあったこと⁽⁹¹⁾、また南部家にとって前田家とのつながりが確かなものとして固定化し、その都度ごとに再確認をする必要がなくなったことなどが理由として考えられる。なお、この際、藩主家の通字である「利」字を藩士の実名に使用することが改めて規制されている⁽⁹²⁾。

しかしながら、両家の関係に微妙な変化が生じた時期もある。両家の関係は、幕府老中に誇らしげにその親密さを申告した行信の時代以降、管見において史料上からは理由を定かにすることはできないが、一時的に疎遠、ないし前田家側が顧慮しない時期があった。享保一年（一七二六）九月、南部・前田両家はその関係を復活させている。

元禄一五年の書付において、南部行信は前田家との交渉を「御通路」という言葉で説明していた。「武家諸法度」の規定に沿って許容される

範囲で、大名たちは交際関係を結んでいた。大名家同士がつきあいのある関係を「通路」といい、逆に交際のない関係を「不通」などと呼ぶ。

大名社会においては「通路」があることが当たり前、正常な状態であり、代々「不通」の関係が続くと、幕府にとっても見逃せず、状況把握がなされたようである。大名にとっても、代々不通となる原因は、大名家としての存在意義にも関わる問題だった。⁽⁹³⁾「通路」の関係が成り立つには、両者間に仲介者が必要になる。松方冬子氏によれば、両者の間に姻戚関係がある大名や、江戸城における控えの間が同じ大名が橋渡しをするようになる。⁽⁹⁴⁾南部家と前田家が「通路」を見直したのは、南部家の依頼である池田澄古（佐渡守）が前田屋敷を訪問して、盛岡藩主南部利視が鳥取池田家に手交した南部家との由緒を記す書付に基づいて説き聞かせ、前田家が南部家との関係を再認識したことによる。⁽⁹⁵⁾

関係の再構築がなされた結果だろうか、元文三年（一七三八）一二月に前田家から申し入れがあり、前田吉徳の養女繁姫（のち弓姫）⁽⁹⁶⁾と南部利視の養嗣子南部信貞（のち利雄）の縁談が進められ、翌年二月二五日幕府の許可を得、さらに次の年の十一月九日、弓姫は信貞の住む南部家の江戸麻布下屋敷に入興した。⁽⁹⁷⁾関係の好転を模索してきた南部利視にとって前田家との縁組の成立は、「御田好往古に立帰り、一入御満足被思召候事」と受け止めるべきことだった。⁽⁹⁸⁾また、文化一〇年一〇月一日には、前田斉広の娘芳姫と南部利敬の養嗣子利用の縁組が両家間で内々にまとまり、十一月一六日に幕府老中松平信明に縁組願が提出され、⁽⁹⁹⁾

一二月一四日幕府から許可されている。⁽¹⁰⁰⁾この縁組は、藩主になった利用が文政八年（一八二五）に世を早くした際、南部家側から前田家側に、結納を交わしていないことから、相応の縁組を改めて行うよう申し入れ、解消されている。⁽¹⁰¹⁾

大名家では娘を嫁に出す際、自家より若干低い家格の家と通婚する傾向がある。⁽¹⁰²⁾文化五年（一八〇八）末の高直しを契機に、家格が上がった利敬の時代であれば、前田家から見ても国持大名家同士の婚姻となるが、利視の時代、南部家と前田家とを比較すれば家格に差がある。家格の高低差を越えて婚姻関係が結ばれたのは、右に見た通婚の傾向や、史料上にあるように吉徳が南部家との関係を再認識したこと、現実的な側面を考えれば、藩政中期以降の前田家が縁組に伴う財政的負担の多少も考慮して縁組相手を決定していたことなどが動機として考えられる。⁽¹⁰³⁾

一方、南部家にとって、前田家との縁組を結ぶことは、前田家親族との交際関係が成立する契機にもなった。すなわち、利用の婚約を機に両家は「両敬」の関係を結び、さらに関係を深めたのである。「両敬」とは、簡単に言えば、江戸時代、親戚の間柄にある大名などが儀礼や相互の訪問・応対・文通などの交際に、対等の関係相応の礼をとったり、同等の敬称を用いたりしたことをいう。⁽¹⁰⁴⁾前田家と南部家は、姻戚関係を基礎に置いた親しい親族として、対等に敬意を払い合うことを相互に認識しあう関係になったといえよだろうか。「両敬」関係は、大名家同士以外にも、大名と公家、大名と旗本などの間でもみられ、成立の要件としては、婚姻による姻戚関係、相婿の関係、同族関係、さらには密接な親

交関係が存在することが挙げられる。直接の婚姻関係のみならず、婚姻関係に伴ってその親族たちともその関係が取り結ばれるなど、非常に広いつながりのもとで関係が成立している。

南部家の「両敬」と親族関係の関連性を、幕末期の「御両敬御親類附」という親類大名の名簿から【別表3】としてまとめた。南部家の場合、婚姻関係によって成立する「御統」とよばれるつながりがあった、「御親類・御縁者」と称される婚姻相手（男女問わず）の実家とその親族たちが連なる。それぞれの「御統」を一つの系統（筋）として見た場合、南部家の「御統」は一一系統存在する。「両敬」を南部家と結んだ家の多くが、婚姻関係を結んだ家や縁戚関係を有し、その中でも互いに敬意をもって、より親密な交際関係を持つべき相手として認識されるものであったということが出来る。金沢前田家と「両敬」の関係を取り結んだことで、南部家は富山・大聖寺・七日市という前田一門の三藩主家のほか、前田家の親族である広島浅野、庄内の酒井、秋田の佐竹、平戸の松浦といった前田家の「御統」に連なる家を「御親類・御縁者」とし、そのなかには「両敬」関係を取り結ぶ家も現れている。「両敬」関係が結ぶ要因の一つに、姻族関係があることは明らかである。

大名は、「両敬」の間柄も含めた親族以外にも、江戸城内の殿席、屋敷の近隣関係、さらには特別な事情の存在など、種々の理由によって他大名と交際関係を結ぶ。このような関係から大名は、互いの扶助・協力を便宜を得ることが可能となる。大名には、幕藩関係をこなす中で、幕府への勤仕をはじめ、大名課役、その身分や格式など、対応すべき問題

南部と前田

【別表3】幕末期南部家の「御統」・「御両敬」・「御親類」

「御統」の筋	「御統」の筋に属する家	備考
前田（加賀金沢）	浅野（安芸広島）、前田（加賀大聖寺）、酒井（出羽庄内）、前田（越中富山）、前田（上野七日市）、松浦（肥前平戸）、佐竹（出羽久保田）	
毛利（長門萩）	中川（豊後岡）、松平（越前福井）、毛利（長門長府）、本多（陸奥泉）、有馬（越前丸岡）、水野（下総結城）、池田（備前岡山）、一条（公家、五撰家）、島津（薩摩鹿児島）、池田（備前岡山新田）、池田（備前新田）、毛利（周防徳山）、仙石（但馬出石）、井上（遠江浜松）、稲葉（山城淀）	松平（越前福井）は、黒田（筑前福岡）の「御統」の筋と重複
黒田（筑前福岡）	松平（越前福井）、黒田（筑前秋月）	松平（越前福井）は、毛利（長門萩）の「御統」の筋と重複
井伊（近江彦根）	戸沢（出羽新庄）、松平（肥前島原）、井伊（越後与板）、土井（下総古河）、土井（越前大野）、松平（信濃上田）、松平（下総多古）、内藤（三河拳母）、内藤（日向延岡）	
浅野（安芸広島）	松平（武蔵川越）、浅野（安芸広島内証分）、秋元（上野館林）、水野（出羽山形）、森（播磨三日月）、伊東（日向飨肥）、溝口（越後新発田）、青山（美濃郡上八幡）	
蜂須賀（阿波徳島）	松平（陸奥守山）、細川（肥後宇土）、小笠原（肥前唐津）、小笠原（豊前小倉）、相馬（陸奥中村）	
榊原（越後高田）	青山（丹波篠山）、酒井（播磨姫路）、酒井（越前敦賀）、鍋島（肥前鹿島）、松平（石見浜田）、堀田（下総佐倉）	
牧野（丹後田辺）	細川（常陸矢田部）、西尾（遠江横須賀）、酒井（上野伊勢崎）、小浜（旗本6000石）	
永井（摂津高槻）	永井（新庄）、永井（摂津尼崎）	
池田（因幡鳥取）	池田（因幡新田藩）	
南部（陸奥八戸）	市橋（近江仁正寺）	
松平（上野高崎）	松平（三河吉田）	
細川（肥後熊本新田）	松平（播磨明石）	

凡例：通常の字体は「御両敬」の家、斜体は「御親類」の家、カッコ（ ）内は大名の城地を示す。

「御両敬御親類筋」（もりおか歴史文化館蔵）により作成。

が多く、それらへの対処を迫られる中で、働きかけや先例・類例・情報の収集が必要になる。そのためにも、多くの大名との関係を持ち、協力や便宜を得られる関係を作り上げることが有利に働く⁽¹⁰⁶⁾。南部家が前田家と深い関係を保とうと努力した背景には、一面において、武家社会で生き抜くために、「通路」が数多くある前田家⁽¹⁰⁷⁾のような有力大名との関係を多く持つことが必要だったからともいえる。縁組成立によって、前田家親族と「通路」や「両敬」といった深い関係も築くことができ、大名社会の中で南部家にプラスの面が生じたことは否定できない。

相互扶助という面からすれば、前田家でも思わぬところで南部家の援助を受ける事態が生じた。宝暦九年（一七五九）四月一〇日に金沢大火が発生し、金沢城が焼失した⁽¹⁰⁸⁾。盛岡藩では、前田吉徳の娘婿である南部利雄の命により、同年一月一八日に領内田名部の藩有林から伐採・加工された檜の角材五〇〇〇本が金沢城の再建用材として提供されることになった⁽¹⁰⁹⁾。翌宝暦一〇年五月一七日には材木を積んだ船五艘が加賀国宮腰湊（現石川県金沢市）に入り、加賀藩の役人の確認を経て引き渡されている⁽¹¹⁰⁾。慢性的な財政難、さらには城下焼失への対応により城の再建が開始できなかった金沢藩にとって、盛岡藩からの材木提供は再建事業のきっかけになったとされ、手始めに宝暦一一年に二の丸御殿再建が開始され、御殿の居間回り、奥向きが同一三年四月までに竣工している⁽¹¹¹⁾。金沢城再建への木材提供は、南部家が重視する前田家との関係を梃子に実現したといえる。

四 近代に続く関係

これまで、南部家と前田家との近世を通じた縁故関係について検討を加え、その中で近世の大名社会の中において形成された交際や親族関係のもつ意味について考えてきた。豊臣政権下において、大名が政権に組み込まれる過程の中で「取次」として有力大名が介在する関係から始まった両家の関係は、江戸時代においても消長を経ながら「通路」を保ち、婚姻を契機として「両敬」の間柄となり幕末に及んだ。そこには江戸時代における大名社会特有の交際のあり方が色濃く反映されていた。

明治前期に南部家によって編まれた「南部家親類縁者留」によれば、「御統」、「御親類・御縁者」、「通路」は、維新後にも、旧武家・旧公家を問わず、華族間の交際において存在し、南部家と「御両敬」の関係を結んだ家は、幕末期のそれよりもさらに増加した。この史料にみえるある「両敬」の形成と破綻の経緯は大変に興味深いものである。明治七年（一八七四）一〇月に、南部家当主南部利恭と元宇和島藩主伊達宗城の娘照姫の婚儀が行われたが、それに先立つ同年一月、南部家と宇和島伊達家は「両敬」の間柄となり、婚姻によって、以前から別系統の「御統」がある真田家（旧信濃松代藩主家）・伊達家（旧伊予吉田藩主家）のほか、宇和島伊達家の親族である奥平家（旧豊前中津藩主）、田沼家（旧遠江相良藩↓上総小久保藩主）、保科家（旧上総飯野藩主）、山口家（旧旗本）、柳原家（旧公家）などが伊達家の「御統」として南部家の親類縁者に加わった。ところが利恭と照姫はその後離縁し、南部家では宇和

島伊達家と「兼テ御統アリテモ御通路ヲ廢也」、奥平・田沼・保科・山口・柳原各家とも「御通路ヲ廢也」という事態になった。一方、真田家と吉田伊達家とは「兼テ御統アレハ御通路アリテ可然哉」（真田家）とか「兼テ御統アレハ御通路イカ、」（吉田伊達家）と、宇和島伊達家とは別筋の「御統」に属し交際があつたことを考慮し関係継続が模索されている。また、宇和島伊達家の本家にあたり、安政五年（一八五八）二月以降、藩主が徳川斉昭の娘をとともに娶つた相婿として「御両敬」となつた旧仙台藩主伊達家は、先代当主慶邦の養子に照姫の兄宗敦が入つてゐるにもかかわらず、関係は「於照殿離別ニテモ是迄ノ通ニテ可然」となされてゐる。

近代に大名が華族に組み入れられて以降の事例だが、この時期にも「両敬」・「通路」・「御統」といった旧来のあり方が華族社会の交際の基礎にあつた。華族親類・縁者の「御統」によつて「通路」が成立しても、離縁となれば「御統」諸家との「通路」は断ち切れ交際も絶えること、一方、離縁した家の「御統」に属しても、他の「御統」にも属する親族や、「御両敬」という強い結びつきを有する家の場合には、従前の関係がより重視され、「通路」を絶たず「是迄ノ通」の関係を続けるものと判断されたのである。

一方、南部・前田両家の関係は、明治のこの段階にあつても「御両敬」の間柄であつて、特に親しい関係を持つ家の一つとして、維新の変革を経ても交際に変化はなく続いている。近代にまで及ぶ南部・前田両家の関係は、豊臣政権下以来と標榜されている事例で、それゆえに江戸時代

の大名間交流として特殊な点も多いように思われるが、信直・利直と利家の由緒を根拠とした言及が由緒とされ、その前提であるはずの利家が担つていた豊臣政権下の「取次」関係を強く認識した交際には見えない。近世大名家間の親交については、その具体的な交際の様相や、関係を通じて提供されたはずの便宜や情報の実態などに、不明確な点が多くある。「両敬」や「通路」の実態を具体的に明らかにすることで、大名社会の実態の一端を解明することにつながるだろう。筆者においても今後の課題としたい。

【追記】本稿は、二〇一六年九月一日にもりおか歴史文化館で行われた「れきぶん講座 盛岡藩の史料学 南部と前田」の講演原稿をもとに、加除訂正を加えたものである。講演の企画立案、多数の原本を含む所蔵史料閲覧の便宜、また画像掲載の許可を与えていただいたもりおか歴史文化館に感謝申し上げる。

注

- (1) 以下、本稿で用いる史料は、本文・注とも、所蔵先や文献の出典を明記するものを除き、もりおか歴史文化館の所蔵である。
- (2) 前田利家については、基礎的史料集である侯爵前田家編輯部著『加賀藩史料』一（石黒文吉、一九二九年）のほか、岩沢愿彦『前田利家』（吉川弘文館、一九六六年）、図説前田利家編纂委員会編著『図説前田利家』（尾山神社、一九九九年）、見瀬和雄『利家・利長・利常―前田三代の人と政治―』（北國新聞社、二〇〇二年）などを適宜参照した。
- (3) 天正二三年九月二日付羽柴秀吉書状写（七尾市史編さん専門委員会編集

『新修七尾市史』3 武士編、七尾市役所、二〇〇一年、三二二号文書。

年)七八四頁。

- (4) 南部信直については、森嘉兵衛『日本の武将66 津軽南部の抗争—南部信直—』(人物往来社、一九六七年)がある。また、今回取り上げる時期に關する盛岡南部家旧蔵の文書類については、『文書にみる南部氏のあゆみ—南北朝から江戸前期まで—』(盛岡市中央公民館、一九八二年)、『城下もりおか四百年記念 盛岡城と南部家の至宝』(盛岡市中央公民館、一九九七年)、『南部家の名宝』(盛岡市中央公民館、二〇〇〇年)、もりおか歴史文化館活性化グループ編集・発行『盛岡南部家の生き方 第一部 乱世を切り抜けた南部家と盛岡のはじまり』(二〇一六年)にも写真版と翻刻文、解説があるので参照されたい。

- (5) 江戸中期に編まれたとみられる「南部家諸士系図」七(東京大学史料編纂所蔵)所収の木村秀勝譜によれば、「同十八年八月、加賀利家卿エ金沢ニ使ス、利家卿ノ臣寺坂縫殿ニ就テ公書ヲ呈ス、其返書今御城ニアリ」という記事がみえる。「御城」(南部家の居城、盛岡城)にある利家からの返書とは、この利家からの書状を指すとみてよい。ただし、天正十八年は、後に指摘するように、十七年の誤りであろう。

- (6) 「聞老遺事」三。
 (7) 赤尾津家をはじめとする戦国期の地域動向は、本莊市編集・発行『本莊市史』通史編I(一九八六年)三八五〜四八二頁参照。

- (8) 能代市史編さん委員会編集『能代市史』資料編古代・中世一(能代市、一九九八年)九二七〜九三五頁。

- (9) 同前、九二九〜九三〇頁。

- (10) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編集『日本国語大辞典』第二版第六卷(小学館、二〇〇一年)四七五頁。

- (11) 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳 日葡辞書』(岩波書店、一九八〇

- (12) 小林清治「シンポジウム奥羽仕置についてのコメント」(『歴史』七六、一九九一年)。のちに小林氏は著書の中で軍事面に偏した説明だとしてこれを「訂正」したが(『奥羽仕置と豊臣政権』吉川弘文館、二〇〇三年、七頁)、この書状にあるように、秀吉が軍勢を催して仕置すると表明しているから、軍事力を伴う処置の強制的側面を強調しても間違いではない。翌年以降実施された奥羽に対する一連の仕置(『奥羽仕置』・『奥羽再仕置』)では強大な軍事力が投入され、就中、奥羽再仕置では「なで切り」を伴う一揆掃討戦も行われている。仕置は軍事力に支えられ、上から強制施行された側面も大きいのである。

- (13) 藤井讓治「豊臣期における越前・若狭の領主」(『福井県史研究』一二、一九九四年)。

- (14) 長政はこの当時長吉と名乗っており、奥野高広氏や岩沢愿彦氏によれば、慶長三年(一五九八)八月から翌年閏三月までの間に長政と改名したという(『国史大辞典編集委員会編集『国史大辞典』一、吉川弘文館、一九七九年、一四二頁、および『日本大百科全書』一、小学館、一九八四年、二五五頁)。本稿ではよく知られた長政に統一した。

- (15) 伊達政宗と利家や長政など豊臣政権側の交渉は、小林、前掲『奥羽仕置と豊臣政権』一〇九〜一二二頁を参照されたい。

- (16) 天正一九年六月一五日付八戸政栄宛浅野長吉書状(二戸市歴史民俗資料館編集『九戸の戦関係文書集』二戸市教育委員会、一九九一年、四二〜四三頁)、天正一九年七月一七日付東政義宛浅野長吉書状、「御当家御記録」参照、天正一九年卯月一四日・同年六月一五日付東政義宛浅野長吉書状写。八戸宛書状には、武藤虎太「浅野長吉文書考証」(『龍南会雑誌』七三、一八九九年)という論考が存在する。

(17) 「祐清私記」乾所収の「内山助右衛門奥北の館破却之事」には、長政の家臣内山助右衛門が、九戸一揆終結後、長政の命により各地の城破りを実施したと記される。

(18) 「祐清私記」坤所収「様々取集書事」・「盛岡築城之事」。

(19) 「祐清私記」坤所収「盛岡築城之事」によれば、天正一九年の九戸一揆鎮圧後、派遣された長政が帰陣する際、九月一〇日に不來方（のちの盛岡）に到着し、同地が城地に適すると助言したとする。しかし、天正一九年九月一四日付で長政が長束正家に宛てた書状の写（東京帝国大学文学部史料編纂掛編纂『大日本古文書 浅野家文書』東京帝国大学、一九〇六年、六一号文書）によると、九月一四日時点で長政を含む九戸鎮圧に派遣された諸将は「南部方居城」、すなわち新たに信直の居城となる九戸（福岡城（現岩手県二戸市）普請に従事している。

(20) 「松岡西庵書上」。

(21) 「盛岡砂子」には、氏郷らが帰陣の途中九月一〇日に不來方の地に到着し築城を勧めたとある。しかし、氏郷は南部領仕置が終わった旨の書状を、九月二〇日に不來方よりも北の沼宮内（現岩手県岩手郡岩手町）から伊達政宗に発しており（東京帝国大学文学部史料編纂掛編纂『大日本古文書 伊達家文書之二』東京帝国大学、一九〇八年、六二〇号文書）、「盛岡砂子」の記述は否定される。

(22) (天正一七年) 二月二四日付豊臣秀吉朱印状（弘前市教育委員会編集・発行『弘前の文化財 津軽藩初期文書集成』一九八八年、一二一―一三頁）、（天正一八年）正月二八日付織田信雄判物（前同書五六―五七頁）。（天正一八年）四月一日付豊臣秀次判物（前同書六〇―六一頁）。

(23) この時期の為信の動向は、長谷川成一「津軽為信論―津軽為信と豊臣政権―」（前掲『弘前の文化財 津軽藩初期文書集成』所収）に詳しい。

南部と前田

(24) (天正一八年) 正月一六日付豊臣秀吉判物（前掲『弘前の文化財 津軽藩初期文書集成』五八―五九頁）。

(25) 天正一八年卯月二七日付最上義光書状（前掲『能代市史』資料編古代・中世一、九五六―九五九頁）。

(26) (天正一八年) 二月三日付豊臣秀吉朱印状（東北大学附属図書館秋田家史料データベース、<http://www.i-repository.neu/contents/tohoku/akiwake21001/ak21001-101.png>、二〇一六年九月一〇日閲覧）。

(27) 天正一九年正月一七日付豊臣秀吉朱印状写（前掲『能代市史』資料編古代・中世一、九七六―九八二頁）。

(28) なお、津軽・秋田の決定変更に関する経緯は、小林、前掲『奥羽仕置と豊臣政権』五四―五七頁も参照のこと。

(29) 両者の関係構築については、瀬戸薫「前田利家と南部信直」（『市史かなざわ』五、一九九九年）、同「北信愛覚書」について―天正十五年の金沢城―」（『加能史料研究』一一、二〇〇〇年）がある。

(30) 「取次」については多くの研究が存在するが、その基礎的理解は、山本博文氏による一連の研究（「豊臣政権の「取次」の特質」・「豊臣政権の「指南」について」、『幕藩制の成立と近世の国制』校倉書房、一九九〇年所収、『江戸お留守居役の日記―寛永期の萩藩邸』読売新聞社、一九九一年、『江戸城の宮廷政治―熊本藩細川忠興・忠利父子の往復書状』前同、一九九三年）、『天下人の一級史料―秀吉文書の真実―』柏書房、二〇〇九年、一八六―二四二頁）に止めを刺す。なお、最近の「取次」をめぐる研究動向は、光成準治「秀吉は「大名統制」をどの程度できていたのか」（日本歴史資料研究会編『秀吉研究の最前線』ここまでわかった「天下人」の実像』洋泉社、二〇一五年）が参考になる。

(31) 天正一四年九月二五日付豊臣秀吉直書、同日付石田三成・増田長盛連署書

- 状(東京帝国大学文学部史料編纂所編纂『大日本古文書 上杉家文書之二』東京帝国大学、一九三五年、八一五・八一六号文書)。
- (32) 天正一四年一月四日付豊臣秀吉判物(山本博文・堀新・曾根勇二編『豊臣秀吉の古文書』柏書房、二〇一五年、五八号文書)。
- (33) 岩沢、前掲書、二二六〜一三〇頁。
- (34) 遠藤巖『京都御扶持衆小野寺氏』(『日本歴史』四八五、一九八八年)。
- (35) 天正五年(一五七七)閏七月一〇日付安東愛季書状(山本博文・堀新・曾根勇二編『戦国大名の古文書 東日本編』柏書房、二〇一三年、九〇〜九一頁)。
- (36) 「北信愛手扣」。
- (37) 関係史料は、酒田市史編纂委員会編纂『酒田市史』史料篇第三集海運篇上(酒田市、一九六六年)四三〜五六頁所収。
- (38) 関係史料は、敦賀市史編さん委員会編纂『敦賀市史』史料編第一卷(敦賀市役所、一九七七年)三三三・三三七〜三四〇・三四四頁所収。
- (39) 関係史料は、三國町史編纂委員会編纂『三國町史料 海運記録』(三國町教育委員会、一九七五年)一一三〜一六五頁所収。
- (40) 天正一五年卯月二一日付前田利家印判状(金沢市史編さん委員会編集『金沢市史』資料編3近世一・藩主と城館、金沢市、一九九九年、一五九頁)。
- (41) この時期の北国海運については、大島正隆「秋田家文書による文禄・慶長初期北国海運の研究」(『東北中世史の旅立ち』そして、一九八七年)、山口徹「小浜・敦賀における近世初期豪商の存在形態―幕藩体制成立期に關する一考察―」(『歴史学研究』二四八、一九六〇年)、渡辺信夫「海からの文化 みちのく海運史」(河出書房新社、一九九二年)などがある。
- (42) 菊池悟郎発行兼編輯『南部史要』(一九一一年)四五頁。同書では、天保一三年(一八四二)以前に編まれた「東奥旧史集」を引き、これを説く。
- (43) 豊臣・徳川政権下における田中清六の活動は、村上直「初期豪商田中清六正長について」(『法政史学』二〇、一九六八年)に詳しい。
- (44) 「聞老遺事」三。
- (45) 「田中宗親書上」(常葉金太郎校訂『新庄古老覚書 復刻版』新庄市教育委員会、一九七二年、三三二〜三五二頁)。
- (46) 天正一十九年(一五九一)一二月以前のものともみられる。詳細は、藤井讓治「住友家所蔵の田中清六関係文書」(『近世史小論集 古文書と共に』思文閣出版、二〇一二年)を参照のこと。
- (47) 豊臣政権が天正一八・一九両年に実施した奥羽仕置に秀次が関与したのも、このような実績が買われたものかもしれない。藤田恒春『豊臣秀次』(吉川弘文館、二〇一五年)七六〜九〇頁を参照のこと。
- (48) 神奈川県民部県史編纂室編纂『神奈川県史』資料編3古代中世(3下)(神奈川県、一九七九年)九七七号文書。
- (49) 日置謙『加能古文書』(金沢文化協会、一九四四年)二〇二二号文書。
- (50) 信直について「南保大膳」と記し、信直自身がそこに花押を据えた例があり(長谷川成一「文禄二年五月「誓紙一卷」と奥羽大名」、『北奥羽の大名と民衆』清文堂出版、二〇〇八年)、「南保殿」は南部信直のことを指すと解して良いだろう。
- (51) 天正一八年七月七日付湊通季書状(前掲『大日本古文書 浅野家文書』五六号文書)。
- (52) 前掲『神奈川県史』資料編3古代中世(3下)、九七八〇号文書。
- (53) 天正一八年六月一四日付伊達政宗書状(東京帝国大学文学部史料編纂掛編纂『大日本古文書 伊達家文書之二』東京帝国大学、一九〇八年、五一三号文書)。また小林清治『伊達政宗』(吉川弘文館、一九五九年)五六〜六六頁、同『伊達政宗の研究』(吉川弘文館、二〇〇八年)一一四〜一一

八頁を参照のこと。

- (54) 天正一八年二月四日付徳川家康書状写〔「最上家譜」東京大学史料編纂所蔵〕。

- (55) 前掲、天正一八年卯月二十七日付最上義光書状。

- (56) 天正一八年七月四日付最上義光書状〔前掲〕『大日本古文書 浅野家文書』四五号文書。

- (57) 黒田和子「浅野長政とその時代」〔校倉書房、二〇〇〇年〕一七六―一七八頁。

- (58) 戸谷穂高「天正・文禄期の豊臣政権における浅野長吉」〔「遙かなる中世」二一、二〇〇六年〕。

- (59) 文禄二年一月二〇日付豊臣秀吉領知判物、同日付豊臣秀吉朱印状〔山梨県編集・発行『山梨県史』資料編8近世1、一九九八年、一九六・一九七号史料〕。

- (60) 井原今朝男「戦国・織豊期の乙名衆と海運・鉱山・地方経営―葛山衆立屋喜兵衛一代記―」〔「中世のいくさ・祭り・外国との交わり―農村生活史の断面」校倉書房、一九九九年、三二二―三二五頁〕、曾根勇二「豊臣政権による東国支配の一断面―文禄年間の「時分柄」について―」〔大野瑞男編『史料が語る日本の近世』吉川弘文館、二〇〇三年〕、小林清治「文禄三年伊達領金山一揆について」〔「奥羽仕置の構造―破城・刀狩・検地―」吉川弘文館、二〇〇三年〕を参照されたい。

- (61) 文禄四年正月二〇日付浅野長吉書状・同年一月二〇日付組屋源四郎米返却覚・同年一月二六日付浅野長吉請取状〔小浜市史編纂委員会編集『小浜市史』諸家文書編一、小浜市役所、一九七九年、一四一―一四二頁〕。なお、曾根勇二「豊臣蔵入地支配の形成」〔『近世国家の形成と戦争体制』校倉書房、二〇〇四年〕も参照のこと。

南部と前田

- (62) 浅野長政の「取次」〔「指南」〕を明示する史料が確認できないということであって、南部家をはじめとする奥羽・関東諸家に対する長政の「指南」としての立場・行為を否定するものではない。

- (63) 「御当家御記録」肆所収文禄元年二月晦日付南部信直書状写、文禄二年五月二十七日付南部信直書状〔鷲尾順敬『南部家文書』吉野朝史蹟調査会、一九三九年、一三〇号文書〕。

- (64) 慶長二年正月二五日付朱印状は南部利直宛、同三年三月二七日付朱印状は南部信直宛。朱印状の年代比定は、長谷川成一「文禄・慶長期津輕氏の復元的考察」〔同編『津輕藩の基礎的研究』国書刊行会、一九八四年〕、中川和明「伏見作事板の廻漕と軍役」〔一〕・〔二〕〔『弘前大学國史研究』七八・七九、一九八五年〕による。

- (65) 利家が「加賀大納言」と呼ばれるようになったのは、利家が権大納言に任官した慶長元年（一五九六）五月十一日以降である（岩沢、前掲書、二三〇頁）。利家は翌二年正月に権大納言を辞官し（前同書、二三八頁）、厳密にはその時点以降大納言の官にないが、慶長三年五月二五日付で利家が上杉景勝に宛てた書状で「加賀大納言利家」と署しているし（日置、前掲書、二二二―二二九号文書）、秀吉死後の慶長四年二月五日付で家康が「五大老・五奉行」として知られる豊臣政権の奉行衆・年寄衆に対して出した起請文（前同書、二二六号文書）の中でも利家は「加賀大納言殿」として現れる。慣例上、利家を「加賀大納言」と呼称するには何ら差し支えない。

- (66) 西野（熊谷）隆次「南部信直と「取次」前田利家―伏見作事板の賦課をめぐる―」〔『地方史研究』三〇五、二〇〇三年〕。

- (67) 森、前掲書、二二二―二二八頁、細井計「盛岡築城年代考」〔岩手史学会編集『東北の歴史と文化』熊谷印刷出版部、一九八七年〕。

- (68) もりおか歴史文化館が所蔵する盛岡南部家旧蔵の文書類に、秀吉発給の盛

岡築城許可に関する文書は存在しないし、藩政時代・明治期に南部家が作成した文書目録（「諸御書付并御絵図帳」・「御奉書帳」・「御内書御奉書帳」・「御判物并御内書御官位帳」・「御判物并御内書口宣調査元帳」）にもそのような文書に関する記載はない。また、三鬼清一郎編『豊臣秀吉文書目録』（一九八九年）、『同 補遺』（一九九六年）を見る限り、秀吉が大名の居城築城を許可した朱印状は写も含め確認できない。秀吉文書を網羅した名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集』（吉川弘文館刊）の刊行が進み、その種の朱印状が含まれるか否かで自ずと解決する問題であろう。

- (69) 文献からは築城開始年を厳密に確定できないが、盛岡市教育委員会の発掘調査の結果、盛岡城の腰曲輪の遺構から、室町時代（一四世紀末～一五世紀）から戦国時代（一六世紀）に存在した中世城館の遺構上に、豊臣政権から徳川政権初頭にかけての時期（一六世紀末～一七世紀前葉）に築城された近世城郭初期の盛岡城の遺構が存在することが明らかにされており（室野秀文「盛岡城の構造と特質―内曲輪の縄張りをめぐって―」、『岩手考古学』四、一九九二年）、考古学的成果から、大凡の築城開始時期は明確になる。

- (70) 三鬼清一郎「近世初期における普請について」（『名古屋大学文学部研究論集 史学』三〇、一九八四年）によれば、普請は大地に自然に対して土木工事をもって人為的変更を加える際に用いる語である。

- (71) 前者の論者は、論文（西野、前掲「南部信直と「取次」前田利家」）中、慶長三年三月二七日付秀吉朱印状の年代比定について、青森県史編さん近世部会編集『青森県史』資料編近世Ⅰ（青森県、二〇〇一年）の解説で根拠に言及したとするが、同書解説の該当箇所（五頁）には、利家の権大納言任官・信直上洛・秀吉の死といったできごとから考察し年代比定したと述べるのみである。また、すでに長谷川、前掲「文禄・慶長期津軽氏の復

元的考察」、中川、前掲「伏見作事板の廻漕と軍役（一）・（二）」において年代比定が根拠とともに示されていることには触れていない。

- (72) 慶長三年カ）正月七日付南部信直書状。西野（熊谷）論文では「材木・ふしん」と並列とみますが、そのように解釈すれば、南部家に対する課役として材木と普請の双方が命じられた可能性の有無が問題となる。南部家同様、伏見城作事用杉板供出が命じられた北奥羽の諸領主（長谷川、前掲「文禄・慶長期津軽氏の復元的考察」）には、土木工事たる普請役は課せられた形跡がない。現存する史料からは、南部家に下命されたのは材木の加工・回漕のみであることも踏まえておきたい。

- (73) 文禄元年六月四日付徳川家康・前田利家書状写（『細川家記』八・忠興二、東京大学史料編纂所蔵）。

- (74) 文禄四年二月九日付豊臣秀吉朱印状・同六月二日付徳川家康書状（大阪城天守閣編集『特別展 五大老―豊臣政権の運命を託された男たち』大阪城天守閣特別事業委員会、二〇〇一年、四三・一〇六～一〇七頁）。

- (75) 文禄四年七月付徳川家康ほか連署状（山本博文・堀新・曾根勇二編『徳川家康の古文書』柏書房、二〇一五年、八五号文書）。

- (76) 「貞享元年従公儀被仰出趣二付書上一巻」。

- (77) 年不詳六月二日付徳川家康書状。

- (78) 慶長四年カ一月二日付徳川家康書状。

- (79) 家康の子秀忠から信直に宛て、馬を贈られたことに対する謝意を示した年不詳八月一日付の書状写が存在する（『南部家諸士系図』一、東京大学史料編纂所蔵謄写本）。

- (80) 「寛永諸家系図伝」百三十四・菅原姓（東京大学史料編纂所蔵謄写本）。

- (81) 「当代記」三（国立公文書館蔵）。

- (82) 「寛永諸家系図伝」四十・清和源氏辛三義光流（東京大学史料編纂所蔵謄

写本)。

- (83) この時期の南部家の動向は、拙稿「豊臣・徳川政権移行期の北奥羽大名―慶長年間、南部家の動きを中心に―」(長谷川成一監修、浪川健治・佐々木馨編『北方社会史の視座』第二巻、清文堂出版、二〇〇八年)を参照された。
- (84) 瀬戸、前掲「前田利家と南部信直」。
- (85) 文化五年(一八〇八)二月改の盛岡藩保管文書の台帳「諸御書付并御絵図帳」にも「阿部豊後守様^五被遣候御由緒書写」とあり、南部家の由緒を語る上で重要な文書として保管されていたことが知られる。
- (86) 藤根吉当「読書集」。南部家と阿部正武や中山勝阜の関係については、拙稿「取次」・「後見」・「御頼」・「懇意」―盛岡南部家の事例から―(『弘前大学國史研究』一〇八、二〇〇〇年)で詳述している。
- (87) 江戸幕府は武家の基本法令である「武家諸法度」において、元和元年(一六一五)の初令以来、大名たちに、徒党を集め誓約を交わすことや、無許可の婚姻を禁じた(「御代々武家諸法度考」国立公文書館蔵)。
- (88) 「利正公御在府留」。
- (89) 「御留守居処公用留書抜」文化一〇年五月朔日条、「盛岡藩御用人所雑書」文化一〇年六月二六日条、および「政隣記」(侯爵前田家編輯部著『加賀藩史料』第十二編、石黒文吉、一九三三年、五七二―五七三頁)。従来から盛岡南部家男子の「通字」に用いられた「信」の字は「御用不被遊候之事^茂有之」とされた(「盛岡藩御用人所雑書」文化一〇年六月二六日条)。ただし、嘉永元年(一八四八)から翌年にかけて藩主だった南部利義は、藩主在職時「信侯^{のふと}」を名乗っている(「御系譜 自利濟公至利剛公」、「系譜(慶応元年十一月書上)」)。
- (90) 「盛岡藩御用人所雑書」同年十一月一四日条。
- (91) 盛岡南部家の家格問題は、拙稿「近世大名の身分と格式―盛岡、南部家の場合―」(『日本歴史』五九九、一九九八年)を参照された。
- (92) 「盛岡藩御用人所雑書」文化一〇年十一月二六日条によれば、同月一六日付で藩士へ「御実名之義、兼而御沙汰之通利之字^者勿論之義、用之字共二一統実名付申間敷候、尤名之義^茂改名可致事」と沙汰された。通字の「利」字は従来も使用が禁じられており、利用の諱の「用」字と共に改めて実名への使用が禁じられ、使用者に改名が命じられた。
- (93) 「通路」・「不通」については、松方冬子「不通」と「通路」―大名の交際に関する一考察―(『日本歴史』五五八、一九九四年)がある。
- (94) 松方、前掲「不通」と「通路」。
- (95) 「大野木克寛日記」(侯爵前田家編輯部著『加賀藩史料』第六編、石黒文吉、一九三三年、五七二―五七三頁)。
- (96) 実は加賀大聖寺藩主前田利章(吉徳実弟)の娘(加賀大聖寺前田家譜)東京大学史料編纂所蔵)。
- (97) 「三郎様御誕生」、および「政隣記」(侯爵前田家編輯部著『加賀藩史料』第七編、石黒文吉、一九三四年、五一―五二・八六―八九頁)。三郎は信貞と弓姫の間に誕生した子息(のちの南部利謹)。
- (98) 「三郎様御誕生」。
- (99) 「齊広様御伝略等之内書抜」(前掲『加賀藩史料』第十二編、二七七頁)。
- (100) 「利敬公御在府留 文化十癸酉年十月廿一日今翌十一甲戌二月廿八日迄」。
- (101) 「公用御在府下留」文化一〇年十二月一四日条。
- (102) 南部家は、この件につき幕府への届書を作成したが、内見段階で「此書面差出二不及候」との附札が付され返却された(「書留 公用 自文政八年至文政十年」文政八年八月一八日条)。
- (103) 浅倉有子「武家社会の婚姻に関する統計的研究・試論―寛政重修諸家譜

を素材として―」（近世女性史研究会編『江戸時代の女性たち』一九九一年）。

(104) 帯刀千秋「加賀藩前田家の縁組に関する考察」（『日本海地域史研究』第四輯、一九八二年）。

(105) 大槻文彦『新編大言海』（富山房、一九五六年）二二〇〇頁。「両敬」については、新見吉治「両敬と片敬」（『日本歴史』八一、一九五五年）、松方冬子「両敬の研究」（『論集きんせい』一五、一九九三年）があり、本稿でもこれらの成果に拠った。

(106) 服藤広司『大名留守居の研究』（創文社、一九八四年）六一五～六三四頁。

(107) 松方冬子「近世中・後期大名社会の構造」（宮崎勝美・吉田伸之編『武家屋敷―空間と社会―』山川出版社、一九九四年）。

(108) 「御内勤留」宝暦九年四月一六日条。

(109) 「盛岡藩御用人所雑書」宝暦九年十一月一七日条および「歴代御記録 養源院様御代」三、宝暦一〇年二月一四日条。

(110) 「他所御使者 他所江御使者 八戸秋田御境之部」宝暦一〇年条。

(111) 石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室編集『よみがえる金沢城 1―四〇〇年の歴史を歩む―』（石川県教育委員会、二〇〇六年）九三～九七頁。この再建工事のために金沢藩の財政はより一層悪化し（田端勉「苦しい財政事情」、前同書一〇〇頁）、大火前の城と同規模の再建は結局行われなかった。